

【Q&A】特定関係のある会社の同一入札への参加制限

I 入札参加制限

問1 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限を行う趣旨は何か。

次の2点から制限を行うこととしたものです。

(1) 入札の公平性の確保

親子会社等や子会社等同士は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上同一会社と同等にみなされ、同一入札に参加することは他の入札参加者との関係において公平性が確保できないこと。

(2) 談合の未然防止

持株会社の下に重複する業務を営む複数の子会社等が属する形態は、複数の子会社等が同一の入札に参加することによって談合等の問題を生じやすいとの指摘があり、談合等の未然防止の観点から制限を加えること。(下記参照)

「建設産業の再編の促進に関する検討委員会最終報告」(平成14年4月)《抜粋》

III 再編促進のための具体的な取組み

5 その他

(3) グループ内企業の入札参加等

持株会社を活用したグループ強化などの場合、複数の事業子会社が同一工事の入札に参加することによって談合等の問題を生じやすいとの指摘がある。持株会社の下に重複する業務を営む多数の子会社が属する形態は、経済合理性から考えにくい、可能性が無いとは言えず、その場合、実効ある競争の確保の観点から各発注者において競争参加に制限を加える措置が必要である。ただし、持株会社を活用して経営統合した場合に単純に持株会社下の企業であるというだけの理由で競争参加を排除すると経営統合のメリットを失わせることになりかねず、実効ある競争の確保の観点からの支障の有無を個別に判断すべきである

問2 同一入札への参加制限を行う「基準」の考え方は何か。

資本関係又は人的関係がある会社等同士の同一入札への参加を制限するものであり、支配関係等があるものとして、最低限の基準を設定しているものです。

Ⅱ 資本関係

問1 資本関係がある会社等同士の間での入札への参加制限を行う理由は何か。

親子会社等は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上1社と同等にみなすことができ、また、子会社同士であっても、親会社も含めて全体で1社と同等にみなすことができます。これらの会社等の間では、当然に意思疎通が図られるものであることから、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の観点から入札参加を制限するものです。

問2 親子関係にある会社等同士や親会社等を同じくする子会社等同士の間での入札参加は？

親会社等は、子会社等の議決権の過半数の株式を有するなど子会社等の経営を支配しているため、同一工事等への入札参加は認められません。

親会社等を同じくする子会社等同士も同じ親会社等に経営が支配されているため、親子会社等の関係と同様同一企業とみなされることから、同一工事等への入札参加は認められません。

問3 親会社等と子会社等の子会社等(孫会社等)との間での入札への参加は制限されるか。

子会社等の定義は「会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。」と定めており、会社法施行規則第3条第3号の規定により、子会社等が経営を支配している会社等(孫会社等)も子会社等に該当することとなります。したがって、孫会社等も同一入札への参加が制限されます。

また、孫会社等同士も「親会社等を同じくする子会社等同士の関係である場合」に該当することから、同一入札への参加について制限されます。

問4 合併を予定している企業同士、親子会社等になる予定のある企業同士は制限されるか。

親子会社等になった時点で本取扱いが適用されるため、合併や資本提携に基準合意しただけの時点においては、同一工事等への入札参加は可能です。

問5 更生会社や更生手続きが存続中の会社を適用除外とする理由は何か。

更生会社や再生手続きが存続中の会社は、財産の処分等一定の行為について裁判所の許可が必要とされていることから、他の会社から経営を支配されているとはいえないためです。

Ⅲ 人的関係

問1 人的関係がある会社等同士の間での入札への参加制限を行う理由は何か。

同一人物が2社の経営権等に関与していることから、2社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。

問2 代表権を有しない取締役を兼任している場合も制限する理由は何か。

代表権の有無によらず、取締役を兼任している場合は、当該業務に係る2社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使得る立場にあるためです。

問3 制限の対象となる取締役はどのような役職をいうのか。

社外取締役を除く取締役、代表取締役をいいます。なお、指名委員会等設置会社(会社法第2条第1項第12号)の「取締役」(「社外取締役」を含む。)は、会社の業務を執行することができないので、制限の対象とはなりません。

問4 指名委員会等設置会社の執行役は制限の対象となるか。

指名委員会等設置会社の「執行役」は取締役会の決議により委任を受けた事項に限って議決権を有し会社の業務を執行することができるため、取締役に準じて制限の対象となります。執行役を兼ねている取締役も制限の対象となります。

問5 取締役が他社の社外取締役を兼任している場合も制限の対象となるか。

社外取締役とは業務執行機関に対する監督機能強化のために置く役員で、その会社の業務を執行する立場にないことから、同一工事等への入札参加は可能です。

問6 取締役が他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるか。

執行責任を負う者として取締役を兼ねない「執行役員」を置いている会社がありますが、執行役員は法律上の位置づけはなく、取締役ではないため同一工事等への入札参加は可能です。なお、「執行役員」と指名委員会等設置会社の「執行役」とは異なります。

問7 執行役員が他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるか。

執行役員は業務上の責任者なので、このようなケースはないと考えられますが、仮にあった場合は、同一工事等への入札参加は可能です。

問8 取締役が他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となるか。

監査役の業務については、会社法第381条第1項、第2項により以下のように定められており、取締役のように会社の業務を執行するものではありません。

①取締役の職務の執行を監査すること

②取締役等に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の調査すること

したがって、人的関係基準の「取締役」は「監査役」と異なるものであり、監査役と監査役の兼任はもとより、取締役と監査役の兼任の場合であっても入札参加制限の対象とはなりません。

問9 会計参与は制限の対象となるか。

会計参与は、取締役と共同して計算書類を作成します(会社法第 374 条第 1 項)が、監査役と同様に会社の業務を執行する者ではないため、制限の対象となりません。

問 10 人的関係について、更生会社を適用除外とする理由は何か。

更生会社の取締役は、経営権を有していないためです。

問 11 A社の役員とB社の役員が配偶者もしくは2親等以内の親族である場合の入札参加は？

役員や代表者同士が親族であるだけでは制限の対象となりません。

ただし、A社とB社の議決権の保有者や役員構成等の多くが親族である場合、親会社等と同じくする子会社等同士として特定関係に該当する場合がありますので十分に確認を行ってください。

IV 共同企業体関係

問1 A社とB社が親子会社等の関係にあり、A社が共同企業体の代表でB社が別の共同企業体の構成員の場合は同一入札への参加は制限されるのか。

共同企業体の代表は、実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が互いに別の共同企業体の代表者である場合や、一方がある共同企業体の代表者で他方が別の企業体の代表者以外の構成員である場合は、どちらかの共同企業体は同一入札に参加できません。また、互いに別の共同企業体の代表者以外の構成員同士であっても、入札価格を知るなど入札価格の決定等に影響を与える恐れがあることから、どちらかの共同企業体は同一入札に参加できません。

問2 特定関係がある会社同士が共同企業体を結成することは可能か。

特定関係がある会社同士の共同企業体の結成及びその共同企業体の入札参加は可能です。

V その他

問1 組合に所属している場合、制限の対象となるか。

組合とその構成員については、特定関係に該当し、制限の対象となります。

問2 いつから適用されるのか。

物品・役務等の入札にあたっては令和9年4月1日以降に指名を行う案件から、市営建設工事及び市営建設関連業務委託の入札にあたっては令和9年7月1日以降に入札公告又は指名を行う案件から適用します。